

# 経済自立の法的側面

—— アフリカ特にアルジェリアを中心として ——

あん とう かつ み  
安 藤 勝 美

## 〈目 次〉

はしがき

### I 法と経済のアフリカ的特色

### II 経済開発の諸局面と法

1. 土地制度
2. 信用制度
3. 国有化
4. 外国投資

むすび

参考文献

## は し が き

現代のアフリカは、動乱、クーデターが相次ぎ、動乱の大陸としての印象を与えている。

しかしそれらの変動の中であって、基本的な問題である経済開発がどのように進んできたかは、さらにわれわれの関心を引き起こさずにはおかない。

そこで本稿はその経済開発がどのように実現されているかを、法の側面から考察してみようと思う。これはまた法と経済、法と政治のからみあった問題でもある。しかしここではそれらの問題の理論的追求を目的とするものではない、また一国における法の歴史的分析和いったものでもない。筆者が今後行なおうとする発展途上国の法律研究に先だつ素材探しといったものである。

アフリカ特にアルジェリアを中心として述べるが、まずアフリカにおける法と経済の一般的性格といった点から本論にはいたいと思う。

## I 法と経済のアフリカ的特色

法と経済の相互関連の緊密なことは異論のない事実である。しかしその両者の関係で、どちらがより決定的な作用を行なうかまたその程度については説の分かれるところである。今日では経済が法の下部構造として、上部構造である法を規定することはかなり広く認められていることであり、また同時に法がその法形式の自己法則性をもってそれを生み出した経済に反作用をおよぼすことも広く認められていることである。

そしてこの互いに規制する法と経済はいずれも一つの秩序であり、「法は社会生活の維持および発展に関する秩序であり、経済は人間がその生活に必要な物資を獲得し処分することに関する秩序」(註1)である。法と経済は互いに固有の秩序を持ち、固有の理念をもっているものであるが、「経済は法を媒介としてのみその社会的目的を具体化することができ、法は経済との関係においては、手段によって保障された経済」(註2)である。

このような法と経済の相互性、不可分性を認識することは、この研究にとってまず第1に要求されることである。

しかし本稿は、この法と経済の関係を、一般的、抽象的に述べるものではない。アフリカにおける法の役割について事実即して考察することを目的としている。そして、それに伴う経済開発を基本問題とするアフリカでの法の役割を研究するこ

とにより、法の目的とする正義、平等、法的安定性とはどのようなものかについていささかなりと接近してみたいと考えるものである。

そこでこの研究を進めるにあたって、まず次のような法のもつ独自の性格を認識しつつ、これを一つの視点としてアフリカに論を進めていきたい。

すなわち、第1に法規範の体系である法秩序は、特定の社会で、特定の實力によって規範化されたものであり、正義、平等、法的安定性の概念をとおして普遍化され、それによって特殊的要求が普遍的妥当性の形式で表示されるものである。第2に法規範はその現実的基礎である特定の實力を離れて、独自の法則に従って自ら展開するものであって、この法のイデオロギー的性格は、一方では法によるイデオロギー的支配を可能にし、他方そのような性格は現実への反作用を営み、社会的な進歩をもたらす機能をもつものである。法はかくしてそのイデオロギー的性格をとおして社会的に保守的・反動的機能を持つと同時に進歩的機能をも持つものである。

さてこの法の性格の認識を出発点として次にアフリカにおける法と経済の特色についてふれておきたい。その前にまず、アフリカの新興諸国の現在の状況と明治維新後の日本とを比較しつつ問題を進めよう。明治の日本は安政条約という不平等条約のもとに、外人居留地が設置され、領事裁判が行なわれ、関税の主権もなかった。その是正のために日本はヨーロッパ法の導入を行なって憲法をはじめとする民商法を制定し、一応独立国家としての法制度を確立して、明治44年によく完全な関税自主権を得ることができた。この時期は、一度輸入したヨーロッパ法を日本の土壌に適合させる法の整備時代であった。その後は日本の風土のもとに独自の、また特異な法制度が発展する時

期となり、それはなによりもわが国経済の跛行的発展に伴う諸矛盾がわが国の社会生活の各方面にあらわれ、それにつれて法律制度も特有のものとなってきたためである<sup>(註3)</sup>。特に明治37・38年の日露戦争前後からの日本資本主義の急速な発達には、第1に、投資に関する新制度の創設、第2に、商法の会社編の修正、第3に、天然資源の開発に関する法制の整備、第4に、中小企業者の組合制度の整備、第5に、不動産利用権の強化をもたらし、資本主義的な経済法が発達してきた。

その後の日本は、経済統制の時期をへて、産業合理化のための立法、準戦時および戦時体制の経済立法が行なわれた。第2次大戦後の初期の経済立法は、主として占領権力によってもたらされたが、これはかつての伝統的経済構造を破壊すると同時に、新しい経済構造を形成するための役割を目的としたものであった。そしてこれらの法は、占領権力の方向転換と日本の独占資本の立直りの後には、常に改廃の脅威にさらされてきている。たとえば戦後経済立法の中で経済的に大きな影響を及ぼした独禁法もたえず改廃をせまられてきたが、一定の限度で日本資本主義を規制してきたものであり、「財閥解体法、独禁法、労働法、農地法を中心とした経済民主化諸法が、再生しようとする古い日本的なものときしみ合いの中で新しい資本主義を展開させ」てきたものである<sup>(註4)</sup>。このように明治以後の経済諸法が今日の日本経済を築きあげてきたのである。

他方アフリカは日本のこの歩みを圧縮しつつ異なった展開を示している。まずその相違は伝統的な慣習法と植民地時代からのヨーロッパ法の併存という事実で、このような法の多元性は、日本の明治維新にはなかったことである。そして現代のアフリカ諸国は植民地法と慣習法の併存の上に、さ

らに新しい典型(チュニジア, アルジェリア, モロッコがひとしくフランス第5共和国憲法を範としたように)を求めている段階なのである。第2にアフリカは植民地時代にすでに大なり小なり資本主義化されてきたが, 独立後の新しい経済立法の内容はより高度に資本主義的性格をおび, 会社法, 民法, 投資法はときには現実の社会に不適當なほどに理想的でさえある。たとえば1962年末に公布されたガーナの会社法は, イギリスの専門家の手になるものだが, イギリスでさえ立法化されていない規定を含み, ガーナの必要性と条件をとりこえている<sup>(註5)</sup>。第3に戦後の日本でようやく行なわれた家族制度, 土地制度の改革や基本的人権の確立が, アフリカ諸国においては現在同じく問題とされ, その改革に着手されていることである。

このように見てくると, アフリカでは日本の明治維新と第2次大戦後の法変動が同時に行なわれているといえよう。しかしその法制定の目的とするところは, 法や政治の経済に対する指導性ということでは同じで, たとえばわが国の場合, 徳川三百年の夢からさめたときは, ヨーロッパ諸国はすでに資本主義的發展をとげ通商貿易は活発となり植民地獲得のための政治的, 経済的競争が激化し日本にまで押しよせてきた時期であった。このような状態の中で開国した日本は, 国際水準に達する経済の開発と外国からの侵略を防ぐための国力の充実が急務であった。しかし当時の日本は国民の経済活動が資本主義化するほどには成熟していなかったため, 国家指導による資本主義化が必要であった。この点で日本の資本主義は自然発生的でなく, その育成のために国家は経済にたいする保護, 干渉, 指導, 統制を行なったものである<sup>(註6)</sup>。具体的には絶対主義国家としての諸体系の確立のため地方分権化から中央集権化へ, 土地を領主の

所有から市民の私的所有へ(地租制度の改正), 政府自らが企業者の役割をになつて行なう上からの工業化や「殖産興業」による資本主義への移行という政策をとった。またその資本主義化のためには租税制度や貨幣制度の確立が必要となり, さらに身分制度の廃止やヨーロッパの生産方法の導入が必要となり, 日本の法制度はそれらを座標軸として確立していったのである。

さらに第2次大戦後は, 家族制度の廃止, 農地改革, 労働運動の解放, 財閥の解体を目的とした法の改正が行なわれた。これらはいずれも明治維新以後の日本が温存してきた遺制の改革である。

アフリカ諸国でもこれと同じく, 法は過去から未来への改革のトレガーとしての役割をもっている。アフリカには一方に伝統的な, 部族強制を中心とした慣習法社会と, 他方に植民地者による支配体系である植民地法社会とがある。この二つの遺制を, 意図する社会に変革する役割をもったものが, 日本におけるように国家による, そして法による, 積極的な経済への干渉と, 社会改革への参加であるといえよう。

そしてこのための法への過大な期待は, アフリカでは一面法の優越性を導き出し, あるいは法万能の傾向をもたらしがちであるといえる。アフリカの指導者が法をどのように考えているかについて, たとえば「法は未来の創造者である。われわれにできることは, 法の技術をとおしてアフリカの未来の改革の骨組みを予測し建設することである」という言葉にもみられる<sup>(註7)</sup>。またアフリカにおける法の役割について, アフリカの有力な指導者であるセク・トーレは, 「たしかに法は超越的なものではなく, 無限に改正しうるものである。人民の利益を中心とし, 人民に管理される政体では, 法制度を国民社会から切り離すことはできな

い。そんなことをすれば、強化すべき人民的性格を曲げずにはいない」と述べ<sup>(註8)</sup>また追放されたがガーナのエンクルマは「法は人民の生活の、政治、経済、社会的諸条件の法的表現であり、人民の進歩の諸目標の表現でもある」と述べている<sup>(註9)</sup>。このように、アフリカにおいては法の役割はすこぶる強調されているのである。

ヨーロッパの近代社会は、国家の干渉からの自由を求め、人格の平等、所有権の絶対性、契約の自由を基本とした個人主義的な法社会であり、その背後に「見えざる手」の予定調和が考えられていた。しかし現代の福祉国家ではこれに対して法の役割が強調されている。

このヨーロッパの福祉国家では「揺りかごから墓場まで」というように国家による社会保障が行なわれ、失業が少なく、中央計画経済が行なわれ、かつ政治的民主主義が行なわれているといったように、国家が社会、経済生活に大きな役割をもっている。アフリカ諸国の多くは、このイギリスやフランス、または社会主義国家の法を導入しているがその社会は異なっている。アフリカにおける法の優越性は、経済開発の初期においては多くの国がそうであったように、まず伝統的な経済社会構造を破壊すると同時に新しい経済社会構造を形成する役割を法がになうためであり、そのため法が経済を規制する傾向が強くなる。すなわち植民地時代はそのための経済構造が形成されておもに外国貿易のためのモノカルチュア経済が支配的となっていたが、このモノカルチュア経済の是正と、バランスのとれた外国貿易を支える国内市場の形成、均衡のとれた生産体制の形成、部落共同体下の土地制度の改革が急務とされ、さらに国内開発のための外国投資の導入などに伴う法体制の整備が必要とされるからである。アフリカにおける法

の第1の役割は、まず経済社会構造の改革ということである。このために特に立法行為が重視されるわけであるが、それによって古い慣習法は改変され、社会的な障害である土地制度や家族制度(婚姻制度なども)も改められて、やがて人格の平等、人権の尊重という観念がめばえてくるといえよう。

この意味でアフリカでは法はまず創造者としての役割をになっているといえる。

次に第2の理由として、この法の優越性の理由、またその役割は、次のようなものである。アフリカ諸国には一党制国家が多く、また軍隊の力も強い、それはアフリカ諸国に頻発するクーデターによってもうなずけることだが、それらを抑制する手段として法、特に憲法が重視される。指導者の交代に憲法改正がつきものといった現象もこのことを示しているといえよう<sup>(註10)</sup>。そして法は、統治体相互すなわち行政府と立法府間、国家権力と党、同じく国家権力と軍隊間のあつれきを調整するものと考えられているからである。

さて次に、アフリカにおける法の特色を述べよう。第1に工業化過程では経済的進歩は一般に法の制定に先行するがアフリカのように前工業化の過程では、政治的、経済的、法的な変動がほとんど同時的に行なわれ、第2に、経済社会のめまぐるしい動きは固定的な法を破ろうとする動きとなりやすく、たえず法の改廃が行なわれる、さらに第3の特色として、アフリカ諸国の多くはヨーロッパの影響を受けており、二重、ときにはそれ以上の多元的法制度があり、これはアフリカにおけるもっとも複雑な遺産<sup>(註11)</sup>とあってよく、イギリス法、フランス法、スペイン、ドイツの法が共在し、国内ではまず法の統一化ということが問題になることである。これはまた異なった部族間の慣習法の“Inter-Conflict”の解決のためにも必要とされ

るものである。

最後に経済開発と法との一般的な関係について述べておこう。独立国の国家形成にとって法すなわち憲法や行政組織の公法さらに民法、刑法、商法、訴訟法などは必要不可欠のものである。そのためこのような法の体系化や改正が行なわれるが、法の改正と経済開発との関係では、第1に政府が行なおうとする経済的、社会的制度における大きな変革は、すべて法の改正によって行なわれる、すなわち法の変化は経済変動の手段でありまた結果となるものである。第2に伝統的な法はとかく経済成長を制限しがちで、たとえば伝統的な土地所有は土地の有効な利用を阻害し、商法の前近代的な性格は外国投資の導入をさまたげる。したがってこれらの法の改正は経済発展を促進するもので、法は経済開発の刺激剤としての役割を持っているものである(註12)。

さらに発展途上国における法と経済の関係について、*American Journal of International Law* の Society's Board of Review and Development が1965年の7月にワシントンで開いた委員会の報告がある。同委員会は、経済開発における国内法の役割、発展途上国の国際活動における法の役割、および法教育プログラムと法および法律家を経済開発により貢献させる方法について討議したが、その中で法制度は経済成長に直接影響を与えるものとして、法手続の適切性(裁判所の統一性を含めて)が商業活動に必要なものであり、さらに土地改革、水法、商業取引の諸形態や株式取引所、開発銀行、貯蓄機関を含めた資本形成の諸制度、税政策、さらに外国投資の条件を定めた工業やそのための法人活動、などを規制する諸法律の必要性を説いているのが参考となろう(註13)。

このように経済開発の諸局面に伴って種々の法

が制定されるが、この両者の関係を規定するものすなわち一国家の経済体制を基本的に規定するのはその国の憲法である。経済体制さらに所有権について明確に規定している憲法はアラブ連合憲法をはじめとして数多く存在する。そしてそのもとは民商法、労働法があり、さらに上記の経済諸法がある。また刑法、行政法、訴訟法も無縁なものではない。

このように経済に関連する法の分野は広くかつ深いものである。そして経済に果たす法の役割は、経済成長を刺激しそれを助長させるものであるが、同時にそれを妨げ、ブレーキとなる作用もある。法はなにか新しいものを創造するものであるが、アフリカではそれはなによりも新しい経済社会構造であり、それは過去とは異なった、すなわち伝統的な自給自足経済と小農よりなる地方市場、搾取植民地体制との断絶であり、かわって経済の多様化と強化が要求されるのである。

しかしこのように経済に果たす法の役割を強調するといっても、ここで注意すべきことは、法はあまりにも美化されれば危険であり、法による近代化は法の範囲内の近代化を意味し、また法による近代化は、その近代化の成果を特定の者の手中に帰せしめてその安定に奉仕させるものであり、これら国家法に依存する近代化は画一性をもたらして、人間の精神構造、思想構造を主体的には変化させないということである(註14)

さて、法と経済の関係について、一般的な関係とアフリカでの特色といったものを述べてきた。次に次節では、具体的にこの関係をみてみよう。しかし、ここでは先に述べたように法理論の展開を目的とするものでなく、いささか事実の羅列となりまた必ずしも法と経済の関係といったものでもないが、経済自立にとってもっとも重要なく

つかの局面と、その展開を裏づける政策や法の役割をたどってみようと思う。

経済自立のもっとも重要な局面として考えられるのは、まず土地改革、信用制度の確立である。さらにこれらの国内的な経済活動に対して、国際的な経済活動の分野として外国投資があり、さらにきわめて法的、政治的な現象として経済自立をめざすアフリカ諸国によくみられる国有化現象がある。さらに合弁事業、経済統合もあげられるが、本稿では上述した局面の問題点と諸国の実行とくに国有化の典型的な例を中心として、経済自立に伴う法的側面の実際を示してみたい。

(注1) 峯村光郎「法と経済」、別冊『法律時報』、日本評論社、昭和32年11月、11ページ。

(注2) 同上、12ページ。

(注3) 我妻榮「法律史」、『現代日本小史』中、みすず書房、昭和36年2月、101ページ。

(注4) 丹宗昭信「経済の発展と法の変遷」、『ジュリスト』臨時増刊、昭和42年12月、10～11ページ。

(注5) この会社法の目的は、外国資本に対する規制を簡素化することと、ガーナ法人会社の設立を促すこと、またガーナの民族資金が株式市場に参加することを狙ったものである。しかしこの会社法に「ガーナ社会主義」の特色をみることはできないが、会社役員は特定の取引が、全体利益に一致するかどうかを考慮する場合は、会社の所有者のみならず従業員利益をも考慮に入れること、また株主が民主的統制の利益の観点から役員に勧告できるという特色はみられる。

また会社が自社株を購入できるといった特色もある。

(注6) 峯村光郎『経済法講義案』、慶応通信、昭和34年、7ページ。

(注7) Arboussia, "New Problems Faced by African Law", *La vie africaine*, April 1964, p. 8. なお同氏はギニアのフランス大使。

(注8) 長谷川正安「法の支配」とA A 法律家会議、『法律時報』、日本評論社、昭和38年6月、38ページ。

(注9) 同上、39ページ。

(注10) たとえばアルジェリア(1963年9月10日憲

法制定、65年のクーデターにより停止、目下新憲法起草中)、モロッコ(1963年3月制定、65年の暴動で停止)、モーリタニア(1959年制定、65年改正)、セネガル(1959年制定、63年改正)、マリ(1959年公布、61年改正)、コート・ジボワール(1959年制定、63年改正)、トーゴ(1956、58、61年いずれも新憲法、63年停止後さらに新憲法制定)、ガーナ(1960年制定、64年改正、66年のクーデターで停止)、ナイジェリア(1960、63年それぞれ制定、66年クーデターで停止)、中央アフリカ(1959年制定、60、61、62年それぞれ改正)、コンゴ(ブラザビル)(1958、61、63年それぞれ新憲法制定)、コンゴ(キンシャサ)(1959年コンゴ国家構造基本法公布、62、64年修正、64年8月新憲法制定)、ブルンディ(1962年制定、66年停止)、スーダン(1956年制定、58年停止、64年復活)、ソマリア(1960年制定、63年改正)、ウガンダ(1962年制定、63、64年改正、66年停止、新憲法公布)、タンザニア(1961年独立憲法、62年共和国憲法、63年ザンジバル憲法、64年同法停止、65年憲法改正)。これらの動きは社会変動と法との関係をよく示しているといえよう。

(注11) United Nations, *Investment Law and Regulations in Africa*, E/CN.14/INR/28/REV. 2, 1965, p.3.

「別に、法的多元性はアフリカ特有ではない。そして多元性はやがて克服される運命をもっている。政治、社会、経済、文化の諸条件の漸次的変化あるいは急変はこのむこのまざるとにかかわらず多元的な法の統一をもたらす」(石村善助「アフリカ法研究序説」、『法律時報』、日本評論社、昭和39年9月、34ページ)。

(注12) A. N. Allott, "Legal Development and Economic Growth in Africa", J. N. Anderson ed., *Changing Law in Developing Countries*, London, 1963, pp. 195~196.

(注13) H. C. L. Merillat, "Law and Developing Countries", *The American Journal of International Law*, Jan. 1966, p. 74.

(注14) 渡辺洋三「日本社会の近代化——法社会の関係を中心として——」、『思想』、岩波書店、昭和38年11月、122~123ページ。

## II 経済開発の諸局面と法

経済自立のための経済開発の諸局面として重要なのは、土地と信用部門であり、またそれらの国

有化（特に外国財産の）および外国投資の問題である。しかしこれらはすべて並立的なものではなく、互いにかみあっているもので、土地制度の改革、信用制度の確立のためには、植民地者の土地、銀行を収用すること、すなわち国有化が必要であり、また外国投資の対象となる天然資源や企業も独立国にとっては重要な開発の要因であり、それを外国人の手にゆだねておくことはできない、この意味で国有化は、もっとも基本的な行動といえよう。しかしこの国有化は国家の実力によってのみ行なわれるものでなく、法の名において行なわれ、法を中心として展開し解決されるものであり、法の名による安定がもたらされるものである。このためここでは国有化を中心として述べるが、まず土地制度からみてみよう。

### 1. 土地制度

土地はもっとも基本的な資源であることはいうまでもない。そしてアフリカのほとんどの国では、この土地改革はもっとも緊急な経済的、政治的問題である。それは経済の従属性と後進性の克服のため、また経済自立と近代化のための基本的な問題といえよう。

アフリカ諸国では、共同体的、部族的土地所有が行なわれており、同時にヨーロッパ人入植者によるプランテーションがある。そして北アフリカ、東アフリカまた白人入植者の少ない西アフリカでも穀物、ブドウ酒、鉱産物、ココア、落花生などの輸出用産物を中心としたモノカルチャ経済が支配的である。そのため一方では伝統的な土地制度の改革によって農業の収益性の増大をはかり、他方モノカルチャ経済の不安定性を取り除くために生産物の多様化を必要とする。

この土地制度の改革は土地への資本投下が少ないことと、年平均3%以上の人口増加による人口

圧力によっていっそう助長されている。また「旧勢力の物的基礎をなす旧制度をそのままに温存しておくことは、強固な統一的発展をめざす独立国にとって必ずしも望ましいことではない」ものである<sup>(注15)</sup>。かくして経済的、政治的両面から共有地制度をいかにすべきかという問題がおきてきており、とくに私的所有権制度導入の可否、土地調整や登録制度採用の可否等の問題は程度の差こそあれ、各国で真剣に論議されている<sup>(注16)</sup>。

そして改正を必要とする土地法の特色は第1に複雑なことであり、それは慣習法そのものの複雑さとともに、ヨーロッパ法が併存しているためでもある。第2にこのヨーロッパ法が、たとえば西アフリカやタンザニアの場合、イギリスの1926年以前の法であるように、きわめて時代おくれである、またこの慣習法による土地制度においては、私的所有はほとんど認められていない、そのために売買、抵当、賃借権というような概念は知られていない<sup>(注17)</sup>。これは何よりも土地を処分するという経済的動機が欠けているために、私的所有権が発達せず、個人の土地利用は、その親族や部族上の地位に結びつき、個人が土地を使用できるのは経済取引のためでなくまさにこのためなのである。しかもその土地を耕す農具は原始的で、この農業技術の理由からも利用できる土地の範囲は限定され、さらに自給自足経済のもとではそれ以上の土地を耕作する必要がない。さらに牧畜社会では牛は個人のものであっても牧草地は共同であるため、牧場経営も発達しない。また移動耕作も開発を妨げる欠点といえるであろう。このような伝統農業は根本的に現代経済に適応しないものである。そのためこれらの近代農業の阻害要因の除去が必要であり、商品経済が伝統的土地所有形態を破壊するのに平行して、法の制定による改革が行

なわれる。

さてこの問題の解決として具体的にアルジェリアの農業改革をみてみよう。その改革の基調となっているのは1962年のトリポリ綱領(この綱領は、その後の1964年のアルジェリア憲章や憲法の基礎となっているものであり、また他のアフリカ諸国にとっても一つの模範となっている)であり、その中で人民民主主義革命の経済的課題として綱領は次のように宣言している。

アルジェリアの人民民主主義革命は、まず農業革命である。この農業革命は相互に関連ある局面を含み、それは農地改革、農業近代化、そして土地という天然資源の保護である。その農地改革は土地を耕す者の手にとりというスローガンのもとに、次の原則によって実行されなければならない。すなわち(1)土地および農業生産手段の売買の即時禁止、(2)農産物の種類と生産高に応じた土地所有の制限、(3)制限を超えた土地の没収、(4)土地を持たない農民への没収土地の自由な譲渡、(5)協同体的生産形態への農民の民主的組織化、(6)没収土地における国営農業の創設と、その管理への農業労働者の参加、利潤の分配……、(7)大土地所有者の復活をふせぐため分配された土地の売買、賃貸の禁止、(8)農夫、小作人、小土地所有農民の、地主、金貸し、公共機関に対する負債の廃棄、(9)政府による物質的、財政的援助である。党は農地を細分することなく分配する政策をとると定めている。

第2の農業の近代化については、農地管理の統一、近代技術の採用による生産量の拡大、価値の低い農産物をより高いものに代置すること、家畜の補給および家畜生産のための科学的方法の確立をあげ、第3の天然資源の保護では、荒廃した土地の回復、森林の再森林化および新しい土地の森林化、灌漑用地の拡大、新農地の開拓をあげてい

る。

そして農地の拡張が農林地帯の過剰人口を吸収し、また農村の民主的な機構が失業者を吸収するものであって、この農業上の諸改革は、第1段階としての、信用機構と外国貿易の国有化、第2段階の天然資源とエネルギーの国有化の基礎となり、その出発点となり、さらにこれによって工業化が推進されることを明記している。

このトリポリ綱領およびその後のアルジェ憲章(1964年)は、アルジェリアの社会主義の方向を定めたものである。そして社会主義体制内における土地改革は、コロンの土地の没収とその土地の農民による自主管理である。

国有化については後にも述べるが、まずこの土地没収は1963年3月の法令によって制度化され、これに関する次の三つの法令は「自主管理法」といわれるものである。

1963年3月18日の法令は「遺棄財産」という、土地を離れたコロンの土地、いわゆる「所有者のいない財産」についての定義を与えた。所有者のいない土地や企業を事実上アルジェリア人は接収していたが、この定義(操業を中止した、もしくは縮小して正常化していない土地および企業は所有者のないものとする)を定めた法令によって、労働者による土地や企業の掌握を合法化したといえる。

次の1963年3月21日の法令は、開拓の管理と組織とを法制化している。

法令は、農民に掌握された土地を細分化することなく、そこに「自主管理」なる組織を作って農園の正常な運営をはかった。農業労働者は政府によって任命された管理官(directeur)のもとに管理委員会を作って、開拓の経済政策、すなわち耕作の企画、生産物の企画を行ない、労働と業務を割り当てる。さらに各自治体には「自主管理振興自



治体評議会」が設立され、全体の開拓と企業の諸活動を調整するものである。

この法令によって「自主管理」が機能することになった。

さらに1963年3月28日の法令は、この「自主管理」の開拓や企業の所得の配分と計画化の問題を定めている。

所得に関しては、まず第1に俸給とボーナスを支払うこと、さらに住宅、教育、休暇、衛生、保険および相互扶助等の社会基金の創設、第2に企業の減債基金、投資基金などについて規定し、計画化については、国家計画との調整をあげている。これによって「自主管理」の経営、財政の問題と農民に対する利益の分配の問題が規定されたのである。

この「トリポリ綱領」が定めた国有化は、1963年3月に行なわれたコロンの土地150万ヘクタールの接收、同年10月さらにコロンの残りの土地約100万ヘクタールの接收、さらに土地所有の最高限度を定めてアルジェリア人大地主からの土地の接收を行なうことによって達成された。

しかしこのような近代的なコロンやアルジェリア人大地主のプランテーションと異なって、伝統的な土地所有制度は、今日までほとんど手をつけられていない。この伝統的な土地制度はイスラム的伝統に基づくもので、アズエル、メルク、アルク、ハブー（ワクフ）などの複雑な土地制度があり、現在のアルジェリア社会主義も、この宗教的色彩の強い制度に手をつけえないでいる。

しかし「自主管理」制度もその後、特にブーメディエン以後かなり現実に適合した改善がなされているように<sup>(註18)</sup>、伝統的土地所有制度も徐々に変化してくるであろう。

この土地制度の改革は、それ自身きわめて政治

的な問題であり、その改革は容易なものではない。特にそれが宗教に関係していると、たとえばイスラム教を国教とする国（アルジェリア憲法第3条）においてはなおさらである。ことに発展途上国においてはこの土地問題は、政治権力ともからみあい、土地改革を行なおうとする施政者の政治生命を左右し、容易に改革しえないものになっている。

この問題の解決は慣習法の急激な変化による改革でなく、その長所を生かしながら、生産性の増大をもたらす技術の導入によって、徐々に変化されていくものであると考える。しかも実際に慣習法が自ら変化している例をアフリカ各地に見ることができるのである。

## 2. 信用制度

現代経済の中で信用制度の占める役割はすこぶる大きい。そのため資本や投資形成および一般的な開発のための貸出しを支配する法的機構と銀行、保険、共済組合、株式取引所に関する法制度が必要となる。

元来貨幣は一種の指図証券として社会の商品とサービスに対する請求権を示すが、それは実物貨幣であって、交換経済が十分に確立しない段階にあっても存在していたものである。しかし社会の進歩とともにこの一般的受領性が、社会の信用によって保証されることとなり、ここに信用貨幣が発達してくる。たとえば商業手形は将来の一定の期日にある金額を支払う債務であるが、それ自体は転々と流通するものであり小切手もまた同様である。これらはいずれも実物貨幣と同じ働きをする。また企業者が企業活動を行なうにあたって自己資本を持たないときは、必要な貨幣資本は銀行の信用創造によって作られる。それを行なうのは主として銀行であるが、銀行は単に受け入れた預金の貸出しを業務とするものでなく、さらに企業

者のために信用創造をするものである。このほか商業信用も商品流通にとって重要な手段である。しかしこの信用も人的ないし物的担保がないかぎり十分に機能するものでなく、担保の存在はこの信用創造に必要不可欠なものとなる。

かくして、信用制度を維持するための銀行法などの金融関係法、財政法、租税法、破産法が制定されるようになり、さらに信用制度にとって重要な、その信用を保証する担保制度の発達も必要となる。アフリカでは土地を担保とする信用制度の発達がおこなわれているため（部落共有地などの場合）この点の整備も必要となってくる。このためアフリカ諸国では中央銀行の創設、それによる自国貨幣の発行の開始と同時に、しばしば金融機関である外国銀行、保険会社の国有化が行なわれている。この例はかなり多いものである。

アルジェリアにおいても、「トリポリ綱領」は信用の国有化として、保険会社と銀行の国有化をあげている。

まず独立後の1962年11月中旬にフランス国庫からの分離処理を行なったが、アルジェリア国庫の発足により独自に発券することができるようになった。これは12月13日の議会で決定され、この発券機関は財政省の監督下に運営され、アルジェリア国立銀行の所有するフランス・フランによって保証された。

また1966年7月1日からは国家の出資と株の発行によるアルジェリア国立信託、貸付銀行が発足した。これはアルジェリア、チュニジア土地信託銀行の業務を引き継ぐと同時に、政府の財政計画に基づいて短期貸付を行ない、中期、長期貸付については他の金融機関と協力し、また社会主義部門の企業の財政統制を行なうものである。アルジェリアではまだ完全な外国銀行の国有化は行なっていないが、信用制度の社会化が進んでいる。

### 3. 国 有 化

次に国家の対外経済活動（他の国に関係あるという意味で）の中でもとりわけ重要なものとして国有化について述べておこう。

今日、国家がその領域内にある外国財産を国有化することのできる権利は一般的に認められている。それは最近の国連の「天然の富と資源に関する永久的主権」に関する諸決議をとおしてもうかがえることである。しかし国有化するにあたっては適当な補償が支払われるべきことも同時に宣言されている。もともと国際法上外国資産の国有化に対しては「十分な、実効的な、即時の」補償を支払うことが原則とされている。この原則はヨーロッパ等の先進諸国を中心として発達したもので、これに対してAA諸国は必ずしも同調していない。なぜなら経済自立の裏づけとしてとられたこの処置に対して、原則どおりの補償を行なえば国家財政は混乱をきたすし、かえって国有化の効果を阻害する危険がある。またなによりも国有化の対象とされる外国資産や企業は、本来植民地の富の収奪を目的としたもので、それを接收することになんら道義的な拘束を感じないからである。しかし実際には補償の支払われるケースの多いのは、製品の販路が先進国ににぎられていたりまた先進国からの経済援助を必要とするからで、補償は政治的、経済的な打算から行なわれることがある。しかし十分な即時の補償は原則どおりには実行されていない。これはフリードマンのいうように、国際法は、国家の財源にみあわない補償支払義務を国家に課すことにより、現在の社会形態の発展を阻害することを意図してないためといえよう。しかしそのためとはいえ国有化は無拘束に行なわれるものではない。1962年の第17回国連総会において「国有化は……国内、外国を問わず純粹に

個人的または私的利益に優越すると認められる公益、安全または国家的利益の根拠または理由に基づかなければならない」と決議されていることからもうなずけるであろう。

この低開発諸国の国有化を行なう基本的要因は、経済的ナショナリズムに基づく経済主権確立のためであり、その契機としては、政治的、経済的要因または社会主義的政策による場合がある。そしてこの背後にある経済的ナショナリズムは植民地解放につづく経済自立の行動原則であり、その目的は植民国家からの解放に代わる経済的貧困からの解放と国際経済関係における従属性からの自由を求めることである<sup>(註19)</sup>。この原則に基づいた国有化は、従来の国際法の原則にかなりの修正をあたえているといえよう。

次にアルジェリア、ギニア、コンゴでの実態を追ってみよう。

#### (1) アルジェリアの土地国有化

アルジェリアは1962年に独立した民主人民共和国であり、社会主義体制をとっている。アルジェリアではこの社会主義という言葉は独立前には使用されていなかった。アルジェリア国民経済の建設すなわちフランス経済に対する従属性からの解放と土地改革は、植民地経済の打破という名のもとに戦時中より色々の会議で問題となっていた。そしてこの社会主義という言葉は以上の目的を遂行する方法として、独立以来アルジェリアの政府や党の政策を明確にするものとして用いられてきた。しかも1963年9月の憲法制定以来、これは単に一つの手段でなく、明確な目的として用いられるようになった。その後1965年6月この社会主義化を押し進めたベン・ベラが失脚し、かわってブーメディエンが軍の支持をえて政権をとった。このベン・ベラ追放の理由はブーメディエンのいう

独裁政治、個人崇拜、思いつきの政治、現実無視、誇大妄想狂ということにあつて、その失脚後アルジェリアはまた根本的な政策の選択をせまられた。そして憲法は停止され、1965年6月19日の革命委員会の宣言は憲法とはだいぶ異なった方針を出している。憲法はなによりもベン・ベラ体制の理念と考えられたためである。

しかし新政権下においても社会主義政策がとられ、1962年のトリポリ綱領が再確認されている。アルジェリアの国有化の原則はまさにこの社会主義とそれをうたったトリポリ綱領によって規定されており、フランスとアルジェリアの一般関係を定めたエビアン協定(1962年3月18日)に定める諸原則は、あまり尊重されていない。もとよりこの協定は国際法上の条約であるが、アルジェリアでは政治的、道徳的価値しか認められず、アルジェリアの立法者や立法院は、アルジェリア独立以前の法的義務はなんの拘束力もないものと考えている。この協定には、フランス国籍をもついわゆる普通法の自分を有するアルジェリア人に属する財産に対しては、収用、国有化、農地改革および徴税に関して、いかなる差別待遇もとらない、またすべての収用は事前に定められた公平な補償金を伴うものであること(保証の宣言第2部第2章第12条)さらに第2部第5条は、フランス人の財産、利益および既得権に対していかなる専制的または差別的な措置もとられないこと、またいかなるフランス人も事前に定められた公平な補償なくしてその権利を剥奪されないことを規定している。

これに対してアルジェリアの基本政策を定めたFLNの「トリポリ綱領」は、国有化について次のように規定している。すなわちアルジェリアはその国民経済の建設を第一義としており、植民地アルジェリア時代は完全にフランスによって支配

された植民地経済であり、不均衡で、不統一な発展をしてきた。近代部門はフランス経済発展の前哨としての資本主義経済で、522万5000人ものアルジェリア人はいまだ過去から受け継いだ経済構造を保ったまま、自給自足経済と前資本主義的生産関係の中にいる<sup>(注20)</sup>。そのためこの経済体制の打破を第1の目的とするが、その経済政策の理念は、第1に外国支配と自由経済に反対することであり、このような古典的自由経済の方法では、社会の真の変革をかちとることはできない、なぜならこの方法では市場の無秩序状態をもたらし、帝国主義諸国への従属を強め、国家をして国民の富をブルジョア階級の手に戻す機関とし、帝国主義世界に結ばれた社会的寄生虫を温存するのに役だつのみである。さらに第2の理念は、フランスとの経済関係を変えて、独占の圧力を除去すること、農村生活の構造を根本的に変革して国内の障害物を取り除くこと、人民の要求にこたえて工業化を促進することである。そしてこれら主要三目標を達成するのに、必要不可欠な手段は、労働者の参加を含む工業計画と国有化である。すなわち輸送手段の国有化、信用機構と外国貿易の国有化（保険会社の国有化、銀行の国有化）、鉱物資源とエネルギーの国有化である。銀行の国有化については、トリポリ綱領は、この作業は早急に完成する必要があるが、銀行は非常に数が多いので国家管理がむずかしいと述べ、銀行は最近「進歩のための協会」に組織を改めたが、しかし銀行の基本的性格が、金融的恐喝のための手段であることを忘れてはならないと述べている。さらに外国貿易の国有化については、アルジェリアの貿易政策は、まずフランスの長年の特恵的地位を早急に適当なところまで低下させること、相手国との平等、相互利益に基づいた貿易を確保するものであるため、外国貿易

の主要部門と、卸売部門の国有化を優先的に行なって、各生産物単位ごとの国家機関をつくることを主張している。さらにこのような組織によってのみ、輸出入の真の意味での国家管理が可能となり、それが消費を効果的に統制して、貿易による利益を生産部門に投資できるようにするものである。

このようにアルジェリアはその経済政策の理念として、一連の社会化をその基本原理としている。この社会化とは、私有財産を基礎とする資本主義経済が私利私欲の追求を目的とする結果、無政府的な競争や生産、分配の無秩序をもたらし、ひいては公共の福祉、国の生産力の発展を阻害するようになる、それをさけるために、生産・流通の全過程を社会的に組織化し、計画的に規制することによって是正するものである。そして経済の社会化を達成する手段として、産業の国有化が必要となる。それは民族ブルジョアジーの資産のみならず外国人の資産の国有化をも要求する。すなわち国有化の目的は、経済の運営を広範な社会的基盤の上に置くとともに、大衆の利益を強く実現することにある。アルジェリアでは国有化は社会化の手段としてとられているといえよう。

次に先にもふれたがトリポリ綱領がもっとも基本的という土地の国有化についてみてみよう。トリポリ綱領は、アルジェリアの人民民主主義革命がまず農業革命であるとして、土地はそれを耕作するものの手にとりというスローガンのもとにコロンの土地の没収、および制限を超えた土地の没収を行なった。

この土地問題はベン・ベラ失脚の一原因ともなったもので、その政権下で行なわれたこの国有化が国家経済に裨益すること少なく、特に自主管理によってその恩恵に浴したの約10万人にすぎな

いといわれる。そして人口の80%を占める小農民は、独立運動の中核であったが土地から排除されてきた。そのため農民の失望や不満が大きく、カビール地方の反乱や反政府活動の原因となったものである。

その実際の動きをみると、1963年3月22日の官報は、所有者のない財産と決定された（操業を中止もしくは縮小して正常な運営状態にない土地または企業は所有者のないものとされている）資産は、1962年8月24日の法令（2カ月以上も正当な所有者によって使用、占有されていないすべての動産、不動産を保護、維持する）によって、国家が管理利用することになったと報じている。この8月24日の法令は、所有権の移転および国有化を目的としたものでなく、10月7日までに所有者がその資産の経営を再開すれば国家管理を免れるという規定をおいた。アルジェ県では、国家資産局と特別警察を設置して、住宅、アパート、商店の不法占有を調査し、「遺棄」財産を一定期間後に国有とする準備をととのえた。さらに10月16日の閣議では、農業部門の「遺棄」動産、不動産が問題となり、「遺棄」農地財産の取引を無効とする処置をとった。これはまた外国で行なわれた契約に適用されるものである。

1963年4月8日、ベン・ベラ大統領はアルジェリア社会主義政策の目標について演説し、その経済計画として、投機をさけるため50ヘクタールをこえる部分の所有地をすべて国有化すること、さらに独立後にアルジェリア人が買った企業も国有化することを明らかにし、また4月8日、カビール地方の Bastos Societé の土地が自主管理委員会によって没収され、またモスタグアナム県の200の農園、ポヌ地方の五つの会社の農園（その純利益は2200万旧フランにおよぶ）も国有化されたと報じた。この一連の土地の国有化は、所有者によ

って現に放棄されても、また活動を停止してもいらない所有地の没収によって急速に進められたが、これは経済的理由というよりもむしろ政治的理由に基づくもので、ベン・ベラの反対派に対する先制攻撃であるといわれた。そしてこの国有化は最初は政府の決定よりもまず地方官庁によってなされてきたものである。また補償に関してはフランスの経済援助の5分の1が、自主管理された土地の所有者に支払われることが両国で定められた。これはアルジェリアの保証というよりもむしろフランスの保証といえるものであろう。

1963年の5月14日の官報によると、動産、不動産の管理あるいは使用が公共の秩序を乱すか、または公共の秩序、社会平和を乱す恐れのある場合は、それを国家管理におく旨の法令が出されている。この国有化の波はたんに農地のみでなくホテル、商社、レストランにおよび、さらに製粉工場にもおよんでいる。

そして農地の最終的な国有化としては、1963年10月1日の法令によって徹底的な土地の国有化を決定し、ここにフランス人農園は完全に国有化されることになった。この場合、10月1日にアルジェリア国籍を所有しないもの、あるいは国籍取得のための法手続を完了したことを証明できない個人および法人に属する農園は、国家財産と宣言された。そのような農園は、その存在する県の知事の命令によって指定され、農園が複数の県にまたがるときは農林大臣の命によった。これらの農園に遺棄農園の管理委員会を設置するという法令の定める条件によって管理されるものとなった。

また大運輸会社、タバコおよびマッチ工場も引き続き国有化されこれらの場合の補償は同時に決められたが、農地の補償については法律では特別に規定してはいない、ただ行政処置によって収

穫物の補償が定められており、ブドウ酒や穀物の収穫物の商業化によって得られた総額を得る権利を認めている。また先にフランスは1963年から64年にかけてのフランスのアルジェリア財政援助の中からエビアン協定に反して没収された土地所有者に部分的に補償すると決めている。この最後の土地国有化の法令によって、約130万ヘクタールの農地が自主管理されることになった。

この後も各種の企業が国有化され、ブーメディエン政権のもとでは11の鉱山が国有化され、今度の中東戦争に際しては、フランス系の2社、アメリカ系1社の石油会社を国有化している。

アルジェリアはトリポリ綱領の原則に基づいて国有化を行ってきたが、けっきょくこの中でもコロンの土地国有化が重要である。アルジェリア人口の約70%は農業に従事していて、ブドウ酒、柑橘類、麦を生産している。130年にわたるフランスの支配のもとに、約2万2000人のコロンがもっとも肥沃な土地272万ヘクタールを収奪し、これに対して63万人のアルジェリア農民は735万ヘクタールの貧しい土地を所有し、そのうえ約100万の土地をもたぬ貧農がいた。このような状態のなかで上に述べたようにコロンの土地が国有化されたわけであり、さらにある限度をこえたアルジェリア人大地主の土地も接收され、これらはすべて細分されずに自主管理にまかされるようになったものである。

さらに工業、商業、運輸などの約500の企業、さらにホテル、映画館などが国有化され、企業内で働く労働者の管理委員会によって管理されることになった。

もともとこの国有化は先に述べたエビアン協定によってかなり制限されたものであった。そのエビアン協定はとくに、経済および財政協力に関す

る原則の宣言第4章第12条で、アルジェリアは、民族自決以前にその領域で取得された財産権の自由かつ平和な享受を、なんらの制限を加えずに保障すること、またなに者も事前に定められた公平な補償なくして、その財産権を収奪されないことを定め、また土地問題については第13条に、農地改革の範囲内において、フランスはフランス国民が所有する土地所有権の全部または一部を買い戻すために、アルジェリアに特殊の援助を与えること、権限のあるアルジェリア官憲が作成する買戻し計画を基礎として、アルジェリアの経済的および社会的政策の実施とフランスの財政援助の正常な振当てとを調整させるために、両国間の合意によってこの援助の方式を決定すると定めている。

しかしアルジェリアの国有化は、国または地方官庁によって一方的に、また公平な補償を定めることなく決定されてきた。もとよりエビアン協定は実行されなくとも、道義的な拘束力をもっていった。それゆえに、このエビアン協定の定めるフランス人財産接收に関する両者の協定による制限は、アルジェリア政府をして、経済自立の至上命令と最少限の生産確保のために、エビアン協定が予想しなかった「遺棄」財産という法概念を作らしめた<sup>(#21)</sup>。

これによって土地を国有化し、アルジェリアの特色とする公共管理部門、私的管理部門と並ぶ自主管理部門を発達させたものである。

もとよりこのアルジェリアの一方的国有化に対して、フランス側にはエビアン協定違反という声は強かったが、アルジェリアの実際的な行動におしきられたといえよう。

## (2) ギニアのボーキサイト企業国有化

国有化に関してはまたギニアの南方ボーキサイト会社(Société des Bauxites du Midi)の例がある。

この事件は、同社（カナダ資本）がボケでの操業を中止したのを機会に、ギニア政府が、一定期日をかぎり同国内でのいっさいの操業を中止するよう通告したことに始まる。

この会社と当時の仏領ギニアとの1958年9月30日から適用されている協定によると、同社は6カ年以内にボーキサイトを年産150万トン採掘し、最低年産22万トンのアルミ工場を建設することになっている。ギニア政府の通告はこの協定の不履行を理由としたものである。

同社は1961年10月20日に覚書を出し、その中で全般的な経済情勢の変化のためにこの協定の実行が不可能になったことを告げ、ギニア政府に新しい協定を結ぶことを要請した。しかし1958年の協定の第4条は実施の日から20年以内は一方的な変更を認めないと規定し、さらに第15条は、南方ボーキサイト会社に対して「同社の企業の技術的事業ならびに全般的な経済情勢の変化による請求」をいっさい禁止している。さらにギニアは、同国が完全に主権を獲得（1958年10月2日独立）したことも同社をして異議を認めるに足る不可抗力とは考えられないとしている。同社はギニアの独立以後も同共和国政府と交渉をもってきており、このことはこの独立という変化を暗黙のうちに認めていたものであって、3年後になってこの事実を予想しえなかったというのは理解できないこととしている。

さらに政府は、同社がさきの協定の経済条件の変更ではなくまったく新しい協定の提案をしているのであるから、第17条に規定している国際司法裁判所への提訴はこの場合不可能であるとして、これまで双方を制約する法である協定から同社自身が逸脱しようとしている以上、第17条による国際司法裁判所への提訴に応じられないと述べてい

る。

ギニア政府は、また同社の怠慢を批判して、同社が企業に働く労働者とさらに広くギニア国民の生活権をはなはだしく脅かしたものとして、同社の一方的な契約の違反は公正に罰せられるべきものと批判し、以上のような態度に出たものである。さらに接収を規定した政令418号は、この処置は、同社の施設一切を民事補償としてギニア政府の資産とするものであること（第2条）、この処置が他の企業にも適用しうること（第3条）、ただし1961年11月24日から3カ月以内に同社が国内操業協定の規定を誠実に実行することを承認すれば、この処分を撤回すること（第4条）、しかしギニア政府はその3カ月以内にこれに反する処置もしくは管理行為に出ることもありうるが、その場合でも第4条に掲げられた可能性のための補償を行わないこと（第5条）を定めている。これに対して同社は楽観的態度をとっていたが、けっきょく国有化されたものである。ギニアではこの国有化に続いて、外国銀行、外国貿易会社の国有化、金、ダイヤモンド鉱山、発電、運輸事業、他のボーキサイト会社をも国有化し、土地の国有化も行なった。

南方ボーキサイト会社の国有化は同国の主要産業であるボーキサイト全般の国有化のさきがけとなったもので、この事件は独立という時点を中心にそれ以前の協定について争われたものであり、独立という政治的、法的事実の変更が、契約不履行の理由とならぬこと、その不履行をギニア国民に対する生活権の侵害と断じ、公正に罰せられるべきこととして、国有化したことは興味あるケースといえよう<sup>(注22)</sup>。

### (3) コンゴのユニオン・ミニエールの国有化

ベルギーから1960年6月に独立したコンゴ共和国（キンシャサ・コンゴ）の内乱は、アメリカとイ

ギリス、ベルギーとの対立として知られているが、その紛争の中心はカタンガを中心とする豊富な鉱物資源である。銅、酸化ウラン、コバルト、ダイヤモンド、錫、亜鉛、金、マンガン、タンタル鉱を産出し、コンゴの鉱石全採掘高の4分の3を占め、関連する主要企業が集中している地域である。

ユニオン・ミニエール社国有化を述べる前に若干その背景となる同社の歴史を述べておこう。

コンゴは1855年にベルギー国王レオポルド二世の私有地となり、王はその開発のために、商業と工業のためのコンゴ会社 (Compagnie du Congo pour le commerce et l'industrie — CCCI) という民間会社を作ってあたせたが、その開発も軌道にのらないので、王はカタンガの森林、水利、鉱山等の天然資源を国有化し、「特許会社」にその開発に関心をもつ民間企業に開発権の譲渡を行なう権限を代行させ、それに譲許料、税金等を徴収させることにした。このようにしてできた特許会社がカタンガ会社 (CK) で、これはカタンガ州の3分の1の領域の開発譲許権をもった。しかし他の3分の2は王領のため開発が十分でなく、その後両者を一緒にしてカタンガ州全体の開発譲許権、警察権、徴税権を有するカタンガ特別委員会 (CSK) が設立され、その資本を王が2、カタンガ会社が1の割合で持ち、このためカタンガ会社は単なる持株会社となった。その後1908年コンゴは王の手をはなれてベルギー直轄となり、カタンガ特別委員会の主権的権限は植民地政府に吸収され、カタンガ特別委員会はおもに、土地、鉱山、森林、水利および建物の管理にあたることになった。その後カタンガの鉱産物の宝庫がカタンガ特別委員会によって発見され、ベルギー・ソシエテ・ジェネラル社 (SGB) はカタンガ特別委員会からカタンガにおける3万4000平方キロの土地の開発権を譲りうけて

さらにカタンガ会社とイギリスの Tanganyika Concessions Limited (TCL) の参加を得て、ユニオン・ミニエール社を設立した。この会社の理事長は常にベルギー・ソシエテ・ジェネラル社の総裁があてられてきた。このユニオン・ミニエール社の資本構成は公称資本1億6000万ドルであるが、1967年の発表によるとコンゴにある資産は約8億ドルに達する。さらに独立直前の1960年5月25日の同社の投票権のある株式等 (投票権付社債、投票権証明等を含む) は185万6000で、これはカタンガ特別委員会が35.7%、TCLが20.2%、ベルギー・ソシエテ・ジェネラル社が6.9%、カタンガ会社 (現在はカタンガ金融会社<CFK>となっている) が1%、残りは一般の個人に配分されている<sup>(注23)</sup>。

ユニオン・ミニエール社の所有する鉱区は3万4000平方キロで1950年から59年までの10年間に6億2000万ドルの純益をあげ精練、加工工場をもつほか、本国のホボーケン精練会社や多数の会社を支配している。ユニオン・ミニエール社は1万5000人のヨーロッパ人技術者と2万5000人のコンゴ人を使用しており、コンゴの中の一国家として、コンゴの66年の推定予算3億8000万ドルの半分近い1億7300万ドルの税を払い、生産物の輸出は66年には3億ドル (その半分相当の外資はコンゴ政府に未納) に達している。

コンゴの輸出は、全重量の3分の1、総価額の3分の2以上は鉱産物によって占められており、その重量の約4割、価格で3分の2は銅で、ほとんどユニオン・ミニエール社によって占められ、またこの一社で全世界の銅の6%以上を占めている。さらに世界のカドミウム生産の80%、錫の5%を占め、ウランの大部分の生産を占めている。

この「国家の中の国家」ユニオン・ミニエール社をめぐるコンゴとベルギーの争いは1960年のコ



ンゴの独立に始まるものである。すなわちコンゴが独立することによって、カタンガ特別委員会に対する植民地政府の権利がコンゴ新政府のものとなるが、そうするとユニオン・ミニエールに対するコンゴ政府の発言が強くなるので、ベルギーはそのカタンガ特別委員会の解散を企図した。ベルギー政府は60年6月27日の政令でカタンガ特別委員会を解散し、3日前にカタンガ特別委員会の資産をコンゴ政府に2、カタンガ会社に1の割合で分配することを定めた植民地政府とカタンガ会社との協定を承認した。しかし、同月30日に独立したコンゴ新政府はこれを承認しなかった。

このコンゴの新政権はベルギーの思わくと異なっていて民族主義的な政権が樹立されたので、ベルギーは武力干渉に乗り出し資源の豊かなこのカタンガやカサイ州の分離をくわだてはじめ、独立の翌月の7月にはチョンベ、カロンジがそれぞれ両州を独立させることになった。他方コンゴの支配をめざしたアメリカは国連安全保障理事会を動かして国連軍を駐在させ、カサブ大統領やモブツ軍司令官の行なったルムンバ首相に対するクーデターを黙認した。61年1月ルムンバの死亡後、その後継者ギゼンガはオリエンタル州にたてこもって反対派の拠点をつくった。61年7月に親米的なアドゥラ傀儡政権が樹立され、つづいて62年3月ギゼンガが逮捕された。一方アメリカを後楯とする国連軍と旧植民地者であるベルギー、イギリスを背景とするチョンベ軍の対立は国連軍の勝利に終わり、ここに統一コンゴがつくられた。

一方ユニオン・ミニエールに関しては、まず60年8月にカタンガ政府はカタンガ特別委員会の管理権を没収し、さらに61年1月1日からユニオン・ミニエール、カタンガ特別委員会などの利権料、借料をカタンガ政府に支払うことを命じた。この

カタンガの分離が解消して統一コンゴとなってからは、これはもとより中央政府に支払われることになった。一度解散の布告のなされたカタンガ特別委員会はコンゴ政府の解散未承認を理由に存続してきたものである。

その後64年11月29日、コンゴ政府は60年6月の植民地政府とカタンガ会社との協約を承認しないこと、またカタンガ特別委員会を解散し、そのすべての権利、資産をコンゴ政府に帰属させることを布告した。しかしベルギーは、カタンガ特別委員会の持株の3分の2をコンゴに引き渡すことに異議はないが、カタンガ特別委員会、そのものはベルギー法人で一方的に処分できないと返答した。このため65年2月11日、カタンガ特別委員会の最大株主であるカタンガ会社はベルギー訪問中のチョンベ首相と次のような協定を結んだ。

(イ) カタンガ会社は、コンゴにおいてカタンガ特別委員会が管理する債権と、その運営によって1960年6月30日（独立）以降に生じた収益をコンゴ政府に渡すことに同意するが、コンゴ政府はカタンガ特別委員会のコンゴでの債務をも引き受けるものとする。

(ロ) カタンガ会社は、コンゴ共和国に対して利権譲渡諸会社から使用料を徴収する権利を譲渡する。

(ハ) カタンガ会社は、コンゴ政府に対してユニオン・ミニエール社の株券の10分の1にあたる1万2500株を譲渡する。

一方コンゴ政府は次の事を認めるものとする。

(イ) カタンガ会社が「カタンガ特別委員会」のベルギーにおける債権とその運営によって1960年6月30日以降に生じた利益を取得する。ただしカタンガ会社はカタンガ特別委員会のベルギーにおける債務をも引き受けるものとする。

(ロ) カタンガ会社に対しベルギー領コンゴの名で譲渡権の代償として保有されていた同社の優先株1800株と14万3962株を譲渡する。

(イ) カタンガ会社に対して、カタンガ特別委員会から1960年6月30日以前に渡されていた株券の3分の1の所有を認める。

この結果ユニオン・ミニエール会社株(投票権つき)の配分はコンゴ政府23.8%、TCLが20.2%、カタンガ社が12.9%、ベルギー・ソシエテ・ジェネラル社が6.9%その他となった<sup>(注24)</sup>。しかしこの協定も1965年10月にチョンベ首相がカサブ大統領によって罷免されたのち、コンゴ政府はチョンベ・スパーク協定はコンゴに不利な秘密条項が伴っているとしてその無効を宣言し、この協定もまた実現されず、紛争はふり出しにもどった。

さらに1965年11月24日、コンゴ国軍最高司令官モブツ將軍のクーデターがあり、モブツ將軍は政権を獲得し自ら大統領兼首相となった。まず憲法を停止して立法権を握り、経済的独立のためにベルギー資本(特にベルギー・ソシエテ・ジェネラル社)の追出しや接管をはかることになった。そのため1966年5月23日(1)コンゴにある会社の本店移転に関する法律、(2)土地、森林、鉱山に関する所有権回復に関する法律を公布した。前者は(1)営業所をコンゴ内に持つ株式会社はその本店および経営の本拠(すなわち会社の経営本部が置かれ、株主総会と取締役会が開催される場所)をコンゴ内に持つこと、(2)すでにコンゴ内にある会社でもその本店、経営の本拠をコンゴ内に持たないものは、1967年1月1日まで本拠をコンゴに移転し、その旨定款を変更すること、さらにこれに違反した会社は商業登録を取り消されるべきこと、(3)本拠のコンゴ内への移転は新しい法人格を生じない、というもので<sup>(注25)</sup>この法の狙いとするものは、第1にコンゴ民主共

和国は1960年6月30日の独立以前に譲許された土地、森林、鉱山権のすべてについて、完全かつ自由な処分権を回復し、第2にさらに主権行為として、その天然、森林、鉱物資源の開発または管理の権利を配分するというものである。この法に続いて1966年6月7日に実施細目がきめられ、これにより各企業はその日から30日以内に開発権の付与をコンゴ政府に(再)申請しなければならないものとなった。

ユニオン・ミニエール社は、この法に従って鉱山開発権の再取得を申請した。その申請鉱区は従前と同じ3万4000平方キロ(実際にはその3割のみ開発)で、この申請は、一応受理されたが、利権の供与は新しい鉱業法の実施(1967年5月19日公布)<sup>(注26)</sup>まで持越された。しかしユニオン・ミニエール社は本店の移転に反対し、他方コンゴ政府は本店の移転のみならず自己の持株の増加をも要求したために問題が紛糾し、両者の交渉の結果、一時はユニオン・ミニエールとは別個の、コンゴでの業務を引き継ぐコンゴ・ユニオン・ミニエール(UMC)を作ってその株を折半所有し、さらにコンゴはユニオン・ミニエール株の18%をも所有することで解決されるようにみえたが妥結せず、このため1966年12月8日モブツ大統領はこの折衝の打切りを通告し、年末までにユニオン・ミニエール本社のキンシャサ(旧レオポルドビル)移転を要求した。

しかしユニオン・ミニエール社は、12月23日の重役会で本社移転を拒否した。その理由は、第1にコンゴ政府の要求する方式では、コンゴ外の同社の資産までコンゴの管理下におかれ、株主や債権者の保証を失い、第2にコンゴにおける同社の鉱業権、開発権の認可取消はけっきょく横領に等しいという理由であった<sup>(注27)</sup>。このためコンゴ政

府は翌23日にユニオン・ミニエール社の銅輸出を禁止し、さらに31日には同社に代わる新しいコンゴ鉱産ジェネラル社 (Société général congolaise des minerais—GECOMIN) の設立を発表した。新会社は資本金を2億ドルとし、55%をコンゴ政府、15%をTCLが出資し残りを一般公開とするものであった。他方、ユニオン・ミニエール社はなおも移転を拒否したので、コンゴ政府は12月31日の閣議で、予定どおり1月1日より一方的行動をとることを確認した。これに対してベルギー政府はコミュニケを発表し、ユニオン・ミニエール社支持を表明した。ベルギー政府は第1に旧ベルギー領コンゴの持株のコンゴ政府への移譲については、1965年2月6日のコンゴ、ベルギー間の協定によって、この移譲は旧ベルギー領コンゴの関係会社、団体に対する諸義務を変更するものでなく、この変更はこれら会社等との協約をもってのみ行ないうることになっていること、第2にそれにもかかわらず1966年6月7日のいわゆるバカジカ法はコンゴ政府がこの領土全域につき所有権を回復し、土地、森林鉱山に関する権利の譲許につき主権を回復すると規定しているが、1966年8月2日、ベルギー政府はコンゴ当局に対し、この権利の回復が一方的に行なわれる限り上記協定に反するとの立場を明らかにしていること。第3にベルギー政府が説得することによって、ユニオン・ミニエール社は、コンゴ内の管理部門の若干をキンシャサに移転するなどの提案をしたが、コンゴ政府がこれを認めず新会社設立の方針を出したものであり、ベルギー政府は法的、政治的に今度のコンゴの処置に反対するというものであった。

一方コンゴ政府は1月1日予定どおりユニオン・ミニエール社の鉱業権をとりあげ、そのコンゴの全資産（設備、生産物のストックおよび銀行預金）

を接收した。同時にコンゴ政府は、ユニオン・ミニエール社がコンゴから持ち出してストックしている生産物の代償として75億ベルギー・フランを1967年1月15日まで支払うよう要求し、もし支払わない場合はベルギー・ソシエテ・ジェネラル社がコンゴ内にもつ他の資産も差し押えることを表明した。ユニオン・ミニエール社はこれに対して1月3日次のような声明を出した。(1)コンゴ政府によって一方的に新会社GECOMINの役員に任命された同社員に任命の拒否を命じたが、保安のため暫定的に仕事をする事、(2)1965年2月6日のベルギーとコンゴ間の協定は、コンゴが一方的にユニオン・ミニエール社への約束を変更できないことを定めており、したがって今回の鉱業権の接收は、コンゴのユニオン・ミニエール社資本への参加とそれに伴う諸権利を無効としたものであってユニオン・ミニエール社はコンゴの処置によっても消滅せず清算中でもないこと。(3)コンゴ政府の75億ベルギー・フランの要求については、同政府は400億ベルギー・フランの資産を接收したもので、かえって貸しがあること。(4)コンゴの今回の処置にもかかわらずユニオン・ミニエール社はコンゴの鉱山、工場の生産物の唯一の所有者であり、これがユニオン・ミニエール・ベルギー本社またはブラッセルのベルギー・ソシエテ・ジェネラル社以外の者により売り出された場合、これはユニオン・ミニエール社から違法に奪取されたものであり、これを購入した者は悪意ありとみなすこと。ユニオン・ミニエール社はすべての法的手段を尽してその生産物の回復をはかる旨を表明した(注28)。

このようなベルギー側の強い態度とともにコンゴの意図した新会社GECOMINには、ユニオン・ミニエール社やイギリスのTCL資本参加がな

く、けっきょくコンゴ政府が資本の60%、他を一般公開にすることになった。さらに1月15日にユニオン・ミニエール社はコンゴの要求する金額を払わなかったため、モブツ大統領はユニオン・ミニエール社の13の子会社の国有化を発表した。また一般公開株に応じたのはベルギーのランバール銀行、フランスのペネロワヤ社（ランバール銀行と同じロスチャイルド財閥系）、イギリスのRoan Selection Trust（ザンビア銅開発会社の一つ）による国際コンソーシウム結成の動きがあったが、いずれも新会社への参加はコンゴによってユニオン・ミニエール社株主への補償支払いを条件としているものであるとか、技術協力のみであるという口実のもとにユニオン・ミニエール社を刺激することをさけていた。

しかしコンゴにとって年間3億ドルの外貨収入の道がとざされ、必需品の輸入にもさしつかえ、国家予算の半分を占める税収入も得られず、ユニオン・ミニエール社の方もコンゴ外のストックにも限度があって、長期戦に耐えられぬ状態にあった。そのため国際コンソーシウムの動きが一応遠のいてくるのと前後して、1月末からベルギーとコンゴとの交渉がめだってきた。ユニオン・ミニエール社とベルギー・ソシエテ・ジェネラル社との代表者が2月にキンシャサで協議し、けっきょくコンゴ政府とベルギー・ソシエテ・ジェネラル社との間に販売面はユニオン・ミニエール社がもち、新会社GECOMINは生産を受持つことになった。2月15日付けでGECOMINとベルギー・ソシエテ・ジェネラル社との間に「技術協力協定」が成立した。コンゴ側はユニオン・ミニエール社をすでに消滅したものととしてベルギー・ソシエテ・ジェネラル社を、またユニオン・ミニエール社はGECOMINと直接協定を結ぶことでその存立を認め

ることを避けての両者の協定であるといわれる。

同時にこの協定はユニオン・ミニエール社に対するコンゴの補償と、コンゴの同社に対する賠償請求は国際機関の裁定に委ねること、1月1日から停止されている銅の販売の再開、生産の継続をも規定している。

けっきょく新協定によってユニオン・ミニエール社は消滅し、GECOMINの成立が認められたことになる。しかし実際にはユニオン・ミニエール社株主であったベルギー・ソシエテ・ジェネラル社がその鉱産物販売の業務のほかに、一定の手数料をとってユニオン・ミニエール社の実質的経営を引き継ぐものと思われる。他方コンゴではユニオン・ミニエール社の生産部門をコンゴ化し、会社における株の持分を60%にふやすことにより、形式的な支配権を握るとともに、配当も増加し、生産物の販売代金に当たる外資を従来より確実にまた迅速に回収することができるようになったものである<sup>(註29)</sup>。

以上にわたってコンゴ政府のユニオン・ミニエール社接収のいきさつを述べてきた<sup>(註30)</sup>。しかしこれで解決したものでなく、まだ補償やコンソーシウムの問題が残っている。

もともとカタンガ特別委員会を解散し、その財産を接収するとき(1964年11月29日)も、コンゴはこれは国有化と関係のないことを表明していた。しかしチョンベ首相は「われわれは4年間独立国家であったが、しかしその間、われわれは植民地時代のベルギーとの協定によっていかなる国土の鉱物開発も制限されていた、今回の処置によっていま真の独立国になった」と述べたが、これは国内の反乱分子をなだめ、他のアフリカ諸国の支持を得るためであり<sup>(註31)</sup>、また同時にコンゴ政府はこれは植民地制度廃止に関する国際連合の決議に基づ

くものであるとして、その点をその法令前文で強調した。

すなわち、コンゴ政府は国連総会決議の精神に基づいてコンゴ独立国、またはベルギー領コンゴが植民会社に譲渡した土地、森林、鉱山に関する権利を否認し、これらの土地、森林、鉱山に対してコンゴの主権を行使する。しかしコンゴ政府は国内に定住したまたは資本を投下した外国人の正当な権利に対してなんら侵害する意図をもたず、引き続き保護することを規定していた。

ユニオン・ミニエール社資産の接収は、1964年3月スパーク外相がコンゴを訪問したときのアドゥラ・スパーク共同声明の中で、ベルギー政府は旧ベルギー領コンゴの資産がコンゴ共和国に帰属することを認めるだけ早くコンゴ側に引き渡すことに同意していたことから始まり、ベルギー側はその実現のためには、コンゴ政府がその独立直前に旧ベルギー・コンゴ政府が三会社（キヴ会社、上コンゴ大湖鉄道会社、カタンガ会社）と結んだ契約をあらためて承認し、国有化の場合は補償すべしという付帯条件をつけていた。

1966年5月に布告された法による本部移転、鉱業権の変更は、ユニオン・ミニエールの国有化でなく、法律に基づく会社のコンゴ法化といわれている。この処置に対してベルギー側は、1965年のベルギー・コンゴ協定とコンゴの投資法の原則に違反していると批判したが、この投資法は、国有化に関しては、公共の必要性のある場合以外は行なってはならず、国有化をするときは法律によって定められた手続によって正当な補償が支払われたのちに実施されるべきものとしている。

コンゴの国有化の理由は経済的であることはもとより、政治的な含みをもってなされた。そのためにベルギー間との協定はあまり尊重されず協定

や法律に定めた補償規定も尊重されていない。

これは発展途上国に法尊重の精神がないというものでなく、国有化が民族主義的な要求というきわめて政治的な現象に一致することからくるものといえよう。

しかしコンゴは、ユニオン・ミニエール社の接収財産をけっきょく補償することになるだろうが、この補償はベルギーが鉱産物の販路をにぎっている以上支払われるであろう。なおまた他のアフリカ諸国、たとえばタンザニアの国有化の補償についていえば、1966年のアルーシャ宣言（社会主義政策のための国有化を行なう宣言）によって銀行、サイザル会社等の国有化が行なわれたがともに補償を行なうことが明記され、銀行の補償に関してはデンマークの会計協会がタンザニア政府の依頼で算定しており、中には解決されたものもある。しかし外貨の手持（1966年、2600万ポンド）をはるかに上回る（サイザル会社の補償だけでも8500万ポンドといわれる）額であるため、即時の、実効的な支払いは行なわれていないのが普通である。もとより十分な補償が行なわれているケースはきわめてまれである。

国有化はまさに発展途上国のきわめて直截な、また正当な要求に基づくものといえよう。コンゴの場合はタンザニアのように明確な国有化でなく、半国有化ともいべきものであるが、アルジェリアの国有化と同じくこのすぐれて政治的な現象も法を中心として争われてきたものである。

#### 4. 外国投資

発展途上国がその経済開発のための資本を、自国のみで十分に調達することはほとんど不可能といえる。そのために外国からの公的なまた私的な投資を受け入れるが、そのためには投資法そのものの制定はもとより、商法特に会社法の整備が必

要であり、さらに税法、為替管理法、土地法、移民法などもそれに適応したものが必要となる。

しかしもともと投資家にとっては投資の決定は法の問題でなくきわめて経済的なものである。まず投資をする国の経済的、社会的状況、第2に現在および将来にわたって当該政府が投資家にどのような態度をとるかということ、第3に目的とする企業の収益性が問題となる。この意味では法に対する知識の程度やまた法そのものの存在は二義的な問題といってよい。しかし社会の安定している国と異なって、不安定な発展途上国では、投資に対する政府の保証の問題がまた収益性と同じ意味をもってくる。

投資法しかも国有化や接収に関する場合の保証を規定した投資法は、多くのアフリカ諸国が制定しており、しかもその後現状とみあうように改定されたものが多い。

この投資法は、経済開発のために資本と技術が必要とするアフリカでは重要な立法であり、また経済計画実施の資金的裏づけとなる法であるため、国家経済計画の作成に平行して制定される。

「独立、計画立案、投資立法はたがいに年代を追った結果としてあらわれている」<sup>(註32)</sup>のものでありまた「開発計画の法的裏づけ」<sup>(註33)</sup>となっている。

投資法の主たる内容は、政府により特別の優先性を与えられた産業を列挙し、かつ分類するものであり、具体的には「認められるような事業組織」の形態、租税措置、受益産業に適用される優遇措置などについての重要な指示を含んでいる。外国民間投資の場合には移住、内国民の雇用、土地の所有権、登録の条件、外貨送金に関する規定さらに国有化のための補償、紛争解決のための手続の規定を含んでいる。またそのもっとも新しい特徴として、投資を検討し、手続的に処理し、これを

監督するために、特に創設された行政機関に関する規定を含んでいることである<sup>(註34)</sup>。

かくて投資法は、このように政府の政策と手続を規定することによって、また行政の枠組を設定することによって、国内投資と外国投資に便宜を与えたり、規制したりすることを目的としている。「投資法は、潜在する投資家と行政者に対して法的関係の明確な構造を創出する」ものである<sup>(註35)</sup>。

一方この国内法による投資の保証と平行に、保障に関する国際的な動きがある。それはまず国連の決議にみられる。すなわち、1962年の第17回総会での天然資源に関する決議の中に、主権国家が自由に締結した外資協定は誠実に遵守されるべきこと、国有化にあたっては適当な補償が支払われるべきことが定められている。

この決議とは別に、他の国際機関の動きとして、OECDやUNCTAD(国連貿易開発会議)の要請により世界銀行は投資の保証に関する協定を作成している。その「国際投資保証機関に関する協定条文案」(1966年11月30日)はOECDの最終案を基礎としており、世界銀行は各国政府、国際機関並びにICC(国際商業会議所、実業家の国際団体で、主要な非政府団体として国際連合において協賛資格を与えられている)にその検討を要望した。これは投資の多角的な保証を目的としたものである。

さらに世界銀行を中心として作成したものに「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する国際条約」がある。これは国際的な民間投資がしだいに活発になりまた量も増加していくのに従って、この投資をめぐる投資受入国と投資国の国民との間の紛争も多くなったので、その解決を目的としたものである。普通この種の問題は、国際的な解決方法によらず、投資先の法律によってその国内の訴訟手続によって解決される。しか

しときには、国際的な解決を必要とする場合もある。この国際的紛争の解決については国際司法裁判所があるが、それは国と国との争訟のみ管轄し、国と個人の場合を含まない。そこでこのような争訟を付託して国際的な調停または仲裁のできる機関を設けることが望ましいという多くの国の意見により、1962年の世界銀行の年次総会総務会に提案され、世界銀行は国連の援助と86カ国の代表のもとに幾多の討議をへて作成したもので、現在世界銀加盟各国に付託され調印を待っている。

この条約の意図するところは、投資家の保証は通常投資国の法律によるものであるが、その保証は経済事情や政変によって完全に安定性があるとはいえない、そこで民間投資に国際的な投資の安全性をあたえようとするものである。具体的には仲裁のための諸施設を提供するセンターを作り、そしてそこに付託できる紛争の条件は第1に紛争が投資から直接に発生する法律上の紛争であること、第2に国家と他の国家の国民との紛争であることである。

投資は、このように投資法による資本輸入国の保証、2カ国間条約、さらに資本輸出国による保証、多角的保証、国際的保証によって守られている。いわば投資は、国内法、国際法の両面から保証を与えられ、そのもとで公的、私的な投資法はますます増大していく傾向にある。

次にその具体的な投資法としてアルジェリアの場合をみてみよう。

アルジェリアにおいては1963年7月に最初の投資法が制定された。いずれの国においてもそうであるが、一国による投資法制定は非植民地化の間接的な表明といえよう、なぜならこの投資の保証は、いままでときには特権的地位の確保のようにみられたもので、それは多くの場合投資を与える

国と受け入れる国との間の不平等な条約による保証であったからである。

しかしここにいう投資法はそれと異なって、全般的でありまた一方的な規定である。

アルジェリアの投資法も、アルジェリアの独立、経済計画の作成に続いて制定されたものであり、全文36条からなる法典である。しかし、ほとんど活用されずに廃止され、わずか二つの企業がこの法の適用を受けたといわれる。そこでこの法が適用されずに終わった理由を述べておこう。それは、外国の投資家にとってこの法典は、その適用の実際的な規定を欠いており、またある種の必要な知識をしめしてはいるが現実的ではないので、この法典を真剣に考えることができなかったためであるといわれる。

またこの法典によると保証は「承認された企業」と「協定に基づく企業」とでは異なり、いずれもまず一般的保証を与えられていた。この一般的保証とは、企業の職員や管理者の移転、居住の自由、法特に財政上の法の前での平等であり、国有化は純利益の積算総額が投下資本総額に達したときに可能であり、正当な保証を得るものと規定されていた。さらにこのうえ企業の性格によってそれぞれ異なった保証や特権があたえられていた。全般にトリポリ綱領が定めるように、外国の個人資本は、混合企業の枠内での補完的投資としての役割をもち、さらにその利益の一部はアルジェリアで再投資されるという条件に沿ってはいたが、あまり現実的でなかったといえよう。

これに対して新しい投資法はブーメディエンの政権以後1966年9月に公布された。この投資法は経済開発部門における資本の役割、位置、形態と法的保証を定めたもので旧投資法とはかなり異なっている。

第1に個人の投資は旧法と異なって原則として自由ではないことで、経済のきわめて重要な部門においては国家の定める機関によってのみ投資は決定される。他の部門においてはより自由であるが、しかしまったく自由というわけではなく、製造工業、観光事業では行政庁の許可により、商業、サービス部門では法令による。しかし国家のみがその部門が重要か否かを問わず、また混合企業か否かを問わず、重要部門では直接に、他の場合には間接的に介入するものである。

第2に外国投資も自国の投資も同じような便益と保証があたえられることである。しかし外国資本になんら特別な考慮を払わないというものではない。

そしてこの協定(あるいは合意)やそれに基づく保証について、投資法は企業を重要性に従って三つに分類し、それぞれの規定を行なっている。

そしてこの保証に関していえば、協定は必ず保証を含むものとして、旧法と同じく法の前、特に財政上の法の前への平等、第2に利益送金の保証、第3に国有化の際の保証という一般規定を含んでいる。この国有化の場合は、制定された常に保証が支払われるべきことを規定した文書によって行なわれるものとしている。そしてその保証は9カ月以内に、国家の手に渡った資産の純価格と等しいものを支払わなければならないとしている。このほかに企業の種類に応じて、それぞれ特殊な財政上また特殊な恩恵があたえられている。

この新しい投資法は、旧法に比較してより現実的であり、また厳格なものである。しかし旧法がかなり自由な規定であったのに比べると、かえってこの厳格さが投資家を安心させるともいえよう(注36)。

アルジェリアは、経済計画の達成のためにフラ

ンス、アメリカ、社会主義諸国、クエートの財政援助や資本の導入を行なっている。1963年の公共投資にたいする融資機関であるアルジェリア開発金庫の創設とともに、この投資法の果たす役割は大きく、アルジェリアの国家経済計画である公共管理、自主・社会管理、私的管理の三面と、それぞれの企業との開発、育成を行ない、投資に対してはその保証を十分に法的な安定性を保とうとしている。まさしくこの意味で投資法は非植民地化の間接的な産物であり、投資家と行政者との法的関係の明確な構造を創出しているものであるといえよう(注37)。

(注15) 石村善助「アフリカ法研究序説(終)」、『法律時報』、中央公論社、昭和39年11月、63ページ。

(注16) M. Rheinstein, "Problems of Law in the New Nations of Africa", C. Geertz ed., *Old Societies and New States*, 1963, p. 239. (石村善助, 同上論文, 63ページ。)

(注17) フロット教授は、この土地の質権については、アフリカ独自の慣習法上の制度が発達していることを指摘している(Allott 前掲論文)。

(注18) ブーメディエン後の経済政策の一つとして財政上、商業上の地方分権化があり、これによって自主管理の浄化が行なわれている。自主管理部門では、月給制度なので、開発の利益に無関心で、そのためこの部門の発展が阻害されている。そのため(1)自主管理委員会の長、および管理責任者の役割を明確にし、(2)仕事の分担についての合理化をはかり、(3)財政面の刷新、および生産の計画化をはかり、(4)地方分権化にそった補給、商品化経路の再編成が行なわれている。

(注19) 拙稿「石油ナショナリズムと経済主権の確立」、『東洋学術研究』、昭和42年5月、35ページ。

(注20) さらにトリポリ綱領は、資本主義的発達について、国家収入と私的蓄積の貧しさは、利潤の大部分が外国に流出して行く事実、投機や商業利潤、高金利の貸付に用いられる民族資本、雇われることのない労働力が形成する巨大な資源の損失、これらすべてがアルジェリア経済の資本主義的発展の障害であると述べている。

(注21) C. Garreau De Loubresse, "Structures et



réalité juridique des nationalisations algériennes”, *Revue internationale de droit comparé*, jan.-mars 1965, p. 75.

(注22) このころは、*Marchés tropicaux et méditerranéens* 61年11月25日を記載した『アフリカ経済事情』1962年、第4号による。

(注23) 「コンゴのユニオン・ミニエール 接収事件」、『経済と外交』、昭和42年4月による。

(注24) ただしベルギー筋によれば配分率はコンゴ政府24.49%、TCL 20.12%、カタンガ会社12.24%、ベルギー・ソシエテ・ジェネラル社6.94%、その他となっており、また1967年1月3日のベルギー外務省の発表では、チョンベ・スパーク協定によるユニオン・ミニエール社の実際の資本構成はコンゴ政府 17.95、TCL 14.47、カタンガ会社 8.95、ベルギー・ソシエテ・ジェネラル社4.64、個人株53.99となっている（「コンゴのユニオン・ミニエール 接収事件」、『経済と外交』、昭和42年4月、11ページ）。

(注25) 「コンゴのユニオン・ミニエール 接収事件」、『経済と外交』、昭和42年4月による。

(注26) 1967年5月19日、1937年制定の鉱山法にかわるものが公布された。これは外資に広く道をあけるもので、外国資本には(1)コンゴの民間資本との合併、(2)コンゴ政府との合弁会社の設立、(3)単独でコンゴ法人の会社を設立するという三つの方法を認めている。この法はまた植民地時代の制限と特権の廃止を目的としている。

(注27) (注28) 『経済と外交』上掲論文、11~12ページ。

(注29) ユニオン・ミニエール社の接収の歴史や両国の協定については特に協定の内容と株式数など、前掲「コンゴのユニオン・ミニエール 接収事件」、『経済と外交』、昭和42年4月におうところが多い。そのほかに週刊誌の *Marchés tropicaux et méditerranéens* がもっともこの事件をよくつたえている（1967年1月から3月にかけて）。さらに *West Africa, Africa Report, Africa Digest*、『アフリカ経済事情』を参考とした。

(注30) ユニオン・ミニエール社の利益と在外資産に関していえば、同社の1966年の純利益は5億4630万ベルギー・フラン（1ベルギー・フラン7.2円）で、1株当たり350ベルギー・フランの配当がある。コンゴ外の資産は預金、金属の手持ち、有価証券合わせて113億ベルギー・フランとみられている。なおこの補償は

両方の弁護士が協議しているといわれる。

(注31) 「ユニオン・ミニエール社接収に踏み切ったのは、経済的独立への願望もさることながら、モブツ大統領にとっては、チョンベ元首相に致命的な打撃を加えることが狙いだろう」。カタンガ分離、スタンレービル事件などをめぐって「ユニオン・ミニエール社資本の番頭」といわれたチョンベ元首相はスペインに亡命中でもその勢力は根強く残っている。

モブツ大統領は、国内でのチョンベ復帰の足がかりをつぶしたうでチョンベの黒幕ユニオン・ミニエール社に手をつけたもので、「ユニオン・ミニエール社接収という強硬措置は、いわばモブツ対チョンベという権力闘争のひとつの現象にすぎないのかもしれない」（「ユニオン・ミニエール社接収とコンゴ情勢」、『世界』、昭和42年3月、28~29ページ）。

(注32) Krishna Ahooja, “Development Legislation in Africa”, *Journal of Development Studies*, Vol 2, No. 3, April 1966. (桜井雅夫訳「アフリカの開発立法」、『月刊アフリカ』、昭和42年11月、61ページ)

(注33) 同上、61~62ページ。

(注34)(注35) 同上、62ページ。

(注36) Francois Borella “Le droit public economic algerien”, *Revue algerienne des sciences juridiques politiques et économiques*, 1966, No. 3, No. 4 による。

(注37) この投資法に関しては同上のほか、「Le nouveau codes des investissements”, *Le mois en Algerie*, fev. 1967 による。

## む す び

以上にわたってアルジェリアやコンゴにおける国有化を中心として法と経済、政治とのからみ合いをみてきた。

アフリカにおいては法はときに美化され、ときに露骨に権力者の支配の手段とされる。しかしその法は、経済と同じくまさに試行錯誤の段階にある。現実の動きがあまり流動的であるために、法はたえず改変されその正確な姿をつかむことはむずかしい。また法はきわめて固定的なまた伝統的

な社会構造の上に十分に浸透できずに置かれた装飾品のようにもみえる。そしてたえざる政治変動のために、法秩序の安定性は常に危殆にひんし、法が社会に対する適応性を喪失していくようにもみえる。

この政治との関係では、法もまた広義の政治現象であり(他面法は政治とは明確に区別される。たとえば「力の支配」に対立する「法の支配」として正当視されるように)法は政治の一技術として作用する。法がすぐれて政治的といえるのはこの意味であって政治が、革命の際のように法的形式を必要としないことがあるのに対して、法は常に政治目的をもっているものである。

しかしこの政治権力は無媒介的に法となるものではなく、両者はともに歴史的な一定の社会構造の理念によって媒介されるものである。他面、法は単に政治の子として、その合目的的な手段としての秩序であるにとどまらず、政治権力そのものを軌道づける機能をもつようになる。ここに「法の支配」の理念が発生するが、今日アフリカにおいてはこの「法の支配」について二つの立場がみられる。一方では、「法の支配」という19世紀末にイギリスで生まれた概念は、ヨーロッパ諸国では進歩的役割を果たしたが、植民地には適応されたこともなく、またこの概念は今日では、新植民地主義イデオロギーの一つの典型と考えられている。他方この「法の支配」をそのままに受け取っている国もある(注38)。

この新植民地主義と結びついた「法の支配」、  
「法的安定性」のもつ矛盾は、天然資源の支配を目的としたアフリカ諸国と先進国間の協定や、それと結びついたさまざまな国内法にみられる。国有化はその意味で古典的な「法の支配」に対するアンチテーゼといえよう。

またこれらアフリカ諸国においても経済はやはり一定の経済法則に従っているものであり、どのような支配もこの経済法則やさまざまな社会規範を無視して行なうことは得策ではない、経済もまた法に秩序づけられてくる。

かくして法は単に政治権力を秩序づけるのみでなく経済をも秩序づけるものとなる。とはいつてももとより法は万能なものではない。なによりも法が果たす現実的な役割を客観的に考察することによって現代のアフリカにおける法の役割と意義を知ることが必要であり、そのことによってまたアフリカにおける法による秩序、安定性の実際の姿を解明しうるものであろう。

(注38) 長谷川、前掲論文はAA法律家会議で「法の支配」についてその本質をばくろしたのはソビエトの代表であり、それに同調する国や、またナイジェリアのように「法の支配」の宣伝を行なっている国のあることを報じている。

#### 〈参考文献〉

この論文のために特に参考とした文献をあげておく。

- (1) A. N. Allott, *The Future of Law in Africa*, London, 1960.
- (2) Hans W. Baade, *African Law: New Law for New Nations*, New York, 1963.
- (3) André Tunc, *Les aspects juridiques du développement économique*, Paris, 1966 内の諸論文。
- (4) Jean Leca, "L'organisation provisoire des pouvoirs publics de la République algérienne", *Revue algérienne des sciences juridiques politiques et économiques*, jan. 1964, No. 1.
- (5) Nacereddine Gueche, "La législation des biens vacants en Algérie", *Revue algérienne des sciences juridiques politiques et économiques*, jan. 1964, No. 1.
- (6) André Mandouze, *La révolution algérienne par les textes*, Paris, 1962.
- (7) M. M. Morère, "Du droit marocain au droit européen", *La revue marocaine de droit*, mars 1964.

- (8) Gordon R. Woodman, "Developments in Pledges of Land in Ghanaian Customary Law", *Journal of African Law*, Spring 1967.
- (9) U. U. Uche, "Changes in Ghana Law since the Military Takeover", *Journal of African Law*, Summer 1966.
- (10) R. L. Friedhoim, "The 'Satisfied' and 'Dissatisfied' States Negotiate International Law", *World Politics*, Jan. 1965.
- (11) Q. Wright, "Asian Experience and International Law", *International Studies*, July 1959.
- (12) Jorge Castaneda, "The Underdeveloped Nations and the development of International Law", *International Organization*, Winter 1961.
- (13) C. Verncuil, "Les nouvelles institutions économiques algeriennes", *Confluent*, juin et juillet 1963.
- (14) 柳茂豊「国有化行為の渉外的効力」、『法学』, 第28巻第3号, 昭和39年7月。
- (15) 福島正夫『中国の法と政治』, 日本評論社, 昭和41年。

(調査研究部)

アジア経済研究所刊行

「アジアを見る眼」シリーズ 15

東南アジアと日本

朝日新聞論説委員 丸山 静 雄 著

229頁 定価 350

<目 次>

第1章 新しい東南アジア

▷東南アジアをどう見るか▷東南アジア観の停滞▷主体性の無視▷拡大する富の落差▷進む再植民地化コース▷援助という名の取奪▷救いのない現実▷大国のエゴイズム▷ベトナム戦争▷戦争の内と外▷新しい東南アジア▷新秩序の模索▷地域協力は花盛り▷胎動と模索▷自主独立への道▷地域主義と民族主義▷地域主義と大国主義▷地域主義の抬頭まで▷地域協力の内容▷地域協力の限界▷東南アジアの地位▷ナショナリズムの進路▷混合革命▷東南ア理解のために▷インドシナ半島の国々▷多島海地域の国々▷インド大陸の国々

第2章 日本の立場

▷転機に立つ▷援助理念の確立▷援助の実績▷容易でない援助額▷経済主義の抬頭▷国内の抵抗▷迫られる特惠供与▷アジア外交はどこに▷求む「自主外交」▷経済協力は慎重に▷援助と貿易▷指導的地位の支え▷賠償と血債▷日本版「平和部隊」▷経済協力の仕組み▷経済協力の機構▷援助政策の新方向▷国際基準を最終目標に▷援助強化の措置▷政府ベース援助の増大▷技術協力の重視▷自主政策の決定▷開発援助の対象▷農業援助と工業化援助▷自助自立への要望

第3章 援助の理念と実践

▷五つの視点▷二つの視点▷一つの視点▷日本独自の政策を▷平和と中立▷ナショナリズムの擁護▷連帯意識の強化▷変革の推進▷地域協力の三原則▷東南アジアの一体性▷友好・協力のベルト▷イデオロギーを離れて▷支配圏思想を出すな▷「渡し橋」▷ベトナム戦争の教訓▷アジア的特性▷アジア的アプローチ

第4章 地域協力機構

▷エカフェ(上中下)▷コロンボ・プラン▷バンドン会議▷メコン委員会(上中下)▷アジア生産性機構▷東南アジア連合▷マフィリンド▷イスラム協力機構▷ハイウェー委員会▷ジョンソン・プラン▷東南ア開発会議(上中下)▷東南ア農業会議(上中下)▷アジア開発銀行(上中下)▷アスバット(上下)▷非同盟協力機構▷東南ア諸国連合(上中下)▷その他の協力機構

▷アジア・太平洋圏構想▷太平洋自由貿易地域▷東南アジア開発援助▷太平洋経済協力機構▷太平洋経済委員会▷政權獲得への道?▷二つの顔▷三木構想の新味▷三木構想への疑問▷参加国の範囲▷大東亜共栄圏の復活?

アジア経済出版会発売